

「リスクアセスメント」とは

リスクアセスメントの実際

兵庫労働局作成

H20.2

事業主の皆様へ

リスクアセスメントが一定の業種、作業で義務化されました（努力義務、平成18年4月～）
早急に導入しましょう。災害が起こったときもリスクアセスメントを行いましょう

1 リスクアセスメントって何？

日本語で言うと、危険の事前評価
作業に伴う危険性と有害性に重みをつけて評価し、
評価に応じて危険の低減対策をすること
手法はKY（危険予知）と同じです

危ないところ
（危険源）は
どこかな？



2 では、何を評価するの？

（一例）

けがの程度（ひどさ） と 危険の発生する確率の（合計）・・・これをリスクという

リスクの求め方はいく
つかの方法があります

3 それをどう評価するの？（一例）

2で求めた合計からリスクレベルを決定し、リスクレベルに応じて

許容できる
問題が多少ある
重大な問題がある、許容できない

と分類、評価する

被害の大きなもの、頻繁
に起こるものほど問題
が多いこととなります

4 評価した結果はどうするの

リスクレベルの高いもの（ここでは ）を最優先に作業方法の変更改善を行なう
その他のレベルのものも優先度に応じ改善を図る
結果を社内で公表し、一人ひとりの認識を共通のものとする
職場の危険な作業を浮かび上がらせる

5 リスクアセスメントの効果は？

現場や職場単位での危険な作業が浮かび上がる
作業員一人ひとりの声をもとに評価を行なうことで、危険の認識がいきわたる
評価結果による改善が積み上げられ、事業場全体の安全化がはかれる

私たちの声が伝わり、仕事が安
全にできるようになりました

リスクレベルの高い
ものは優先して改善
するように、みんな
がんばってくれ



6 その他

リスクアセスメントは、平成18年4月の労働安全衛生法改正により、同法第28条の2にて努力義務として実施を義務付けており、化学物質については全業種に、それ以外の危険性及び有害性については、一定の業種（製造業、林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、その他 電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゆう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゆう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業）を対象としていますので、早急に取り組むことが必要です

やってみよう、「リスクアセスメント」

1 何からはじめるの？

作業手順がすでに作られている作業
新規の設備機械を入れるとき
新しい作業を始めるとき
新しい化学物質を使うとき

などからはじめましょう。なお

災害が起こった作業
パトロール結果

からリスクアセスメントを行なっている事業場もあります
そして、次第に対象を広げ、事業場全体で実施しましょう



2 どのようにして行なうの？

「作業」や「工程」ごとに一枚のリスクアセスメントシートを作ります
(簡単な作業や工程では、まとめてもいいです)

「作業」や「工程」を作業手順に沿い、作業項目(単位作業)毎に一行に書きます
作業項目ごとにリスクの内容を掲げます

たとえば、「ギヤーが回転しているので、巻き込まれて手を負傷する」などと記載します



職長さん、この作業が難しくて危ないのですが・・・

危険源の洗い出しが重要なポイントです

作業項目ごとにリスクを評価します

けがの程度と発生の可能性から評価します・・・リスクレベルが決まります
リスクレベルに応じ、改善対策を検討し、対策するとした場合は内容を記載するとともに、対策した場合のリスク評価を記載します

- 改善対策は、
- ・ 工法の変更、材料の変更など危険性の少ないものへの変更
 - ・ カバーを設置するなど、接触の危険を防止する措置
 - ・ 安全装置の取り付け
 - ・ 保護具の使用

などの対策のうち、より有効な方法を行なうべきです。

3 注意事項

事業場トップの導入に関する意思表示が重要です
実施責任者を決め、職長などが推進メンバーに入って実施します
作業員からの意見、報告を受け、実態を反映するよう努めましょう

リスクアセスメント
実施

わが社もリスクアセスメントに取り組むので、実施体制を整えて進めてくれ

実施責任者の元に、職長が中心となって進めます
現場作業員の意見からリスクを洗い出すよう努めます



4 リスクの見積り方法（例）

(1) 負傷又は疾病の重篤度（被害の程度）の区分

重篤度(被災の程度)	点数	災害の程度・内容の目安
致命的・重大	×	死亡災害や身体の一部に永久的損傷を伴うもの 休業災害（1か月以上のもの）、一度に多数の被災者を伴うもの
中程度		骨折等長期療養が必要な休業災害及び障害が残るけが
軽度		上記以外の休業災害（医師による措置が必要なけが）

(2) 負傷又は疾病の発生の可能性の区分（接近の頻度や時間、回避の可能性）

発生の可能性	点数	内容の目安
頻度・可能性が高いか比較的高い	×	毎日頻繁に危険性又は有害性に接近するもの かなりの注意力でも災害につながり回避困難なもの
時々・可能性がある		故障、修理、調整等の非定常的な作業で危険性又は有害性に時々 接近するもの、うっかりしていると災害になるもの
ほとんどない・可能性がほとんどない		危険性又は有害性の付近に立ち入ったり、接近することが滅多に ないもの、通常の状態では災害にならないもの

(3) リスクの評価

発生の頻度・可能性	重篤度			
	致命的・重大	×	中程度	軽度
頻度・可能性が高いか比較的高い	×			
時々・可能性がある				
ほとんどない・可能性がほとんどない				

(4) リスクの見積りと対策の優先度

リ ス ク	重 篤 度	可 能 性	リスクの見積り	対策の優先度
	×	×	直ちに解決すべき又は 重大なリスクがある	措置を講ずるまで作業停止する必要がある 十分な経営資源（費用と労力）を投入する必要がある
	×	×		
	×		速やかにリスク低減措 置を講ずる必要のある リスクがある	措置を講ずるまで作業を行なわないことが望ましい 優先的に経営資源（費用と労力）を投入する必要がある
		×		
			必要に応じてリスク低 減措置を実施すべきリ スクがある	必要に応じてリスク低減措置を実施する



リスクの見積り
 作業員、班長、リスクアセスメント推進責任者が意見を出し合って、行いましょう

発生の可能性
 いろんな見方がありますから、日常の作業のほか、定期的な作業、非定常作業などについても考えましょう

様式記載例

1 事務所内での作業

1. 作業名 (機械・設備)	2. 危険性又は有害性と発生のおそれのある災害 (災害に至る過程として「～なので、～して」+「～になる」と記述します)	3. 既存の災害防止対策	4. リスクの評価			5. リスク低減対策案	6. 対策案想定リスク			7. 対応措置		8. 備考
			重篤度	可能性	リスク		重篤度	可能性	リスク	対策実施日	次年度検討事項	
ロッカー上に積み上げた荷を降ろす作業	キャスター付きの椅子を踏み台としてロッカー上の荷を降ろそうとしたため、椅子がすべり、作業者が床に転落する。	複数作業とし、1人が椅子を押さえ、他の1人が椅子に上がる		×		滑り止め付きの踏み台又は踏み代のある脚立に変更する				年月日	取り出しやすい位置に荷の保管場所を確保する	優先度は大。比較的容易な改善でリスクの大幅な改善が見込めが、引き続き安全教育も必要。
	脚立の最上部に上がって荷を降ろそうとしたため、バランスを失い、荷を落として、机で事務をしていた者に当たる	複数作業とし、1人が椅子を押さえ、他の1人が椅子に上がる			×	十分な高さの踏み台又は手すりのある脚立に変更する				年月日	取り出しやすい位置に荷の保管場所を確保する	優先度は大。比較的容易な改善でリスクの大幅な改善が見込めが、引き続き安全教育も必要。

2 廊下・階段での作業

1. 作業名 (機械・設備)	2. 危険性又は有害性と発生のおそれのある災害 (災害に至る過程として「～なので、～して」+「～になる」と記述します)	3. 既存の災害防止対策	4. リスクの評価			5. リスク低減対策案	6. 対策案想定リスク			7. 対応措置		8. 備考
			重篤度	可能性	リスク		重篤度	可能性	リスク	対策実施日	次年度検討事項	
台車に荷を積み上げて運搬する作業	台車上にダンボール箱を積み上げて運搬しようとしたため、前方が見えず、他の通行人にぶつかり、荷が崩れて下敷きになる。	荷の高さを、台車のハンドルの高さまでとする		×		かご付きの台車とする(又は複数の荷はベルトで固定する)				年月日	構内運搬には、ダンボール箱ではなく、滑り止めのついた専用容器とする	優先度は大。容易な改善ではあるが、台車の保管場所に工夫が必要。
大きな荷物を両手で抱えて階段を下りる作業	前が見えないため、階段を踏み外して転落する。	大きな荷の運搬は2人作業とする	×			遠くともエレベーターの使用を徹底する				年月日	使用しやすい箇所にエレベーターを増設する	優先度は中。エレベーターの増設するまでは安全教育の徹底が必要。

3 現場での作業

1. 作業名 (機械・設備)	2. 危険性又は有害性と発生のおそれのある災害 (災害に至る過程として「～なので、～して」+「～になる」と記述します)	3. 既存の災害防止対策	4. リスクの評価			5. リスク低減対策案	6. 対策案想定リスク			7. 対応措置		8. 備考
			重篤度	可能性	リスク		重篤度	可能性	リスク	対策実施日	次年度検討事項	
水洗による作業床清掃作業	水により床がすべりやすくなっているため、作業者がすべり、腰を強く打つ。	床面対応シューズの着用を遵守する				床面にすべり防止素材を貼り付ける				年月日	床に傾斜をつけ、排水溝を整備する等排水しやすい構造に改善する	優先度は中。改善による効果は大きいものの常時使用する場所であり施工時期の調整が必要。
(電動)丸のこによる切断作業	切断物の固定が十分でなく、丸のこが動き、身体に接触して切傷する。	安全教育の徹底	×	×		固定用具の準備				年月日	切断専用場所を確保する	優先度は大。設備の改善と併せ、引き続き安全教育の徹底が必要。

リスクアセスメント等関連資料・教材一覧

厚生労働省ホームページに紹介されている関連資料・教材です。

下記アドレスに、各資料がpdfファイルで保存されていますので、プリントアウトするなどにより活用してください。

分類	名称	形式	作成者	作成年
全般	危険性又は有害性等の調査等に関する指針	指針	厚生労働省	H18.3
全般	危険性又は有害性等の調査等に関する指針について	通達	厚生労働省	H18.3
全般	危険性又は有害性等の調査等に関する指針・同解説	解説	厚生労働省	H18.3
全般	危険性又は有害性等の調査等に関する指針	リーフレット	厚生労働省	H18.3
全般	事例でわかる職場のリスクアセスメント	リーフレット	中央労働災害防止協会	H19.3
化学物質	化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針	指針	厚生労働省	H18.3
化学物質	化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針について	通達	厚生労働省	H18.3
化学物質	化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針	リーフレット	厚生労働省	H18.3
労働衛生	化学物質・粉じん、騒音、暑熱に関するリスクアセスメントのすすめ方 ～ 鋳物製造業を例として～	リーフレット	厚生労働省	H19.3
機械	「機械の包括的な安全基準に関する指針」の改正について	通達	厚生労働省	H19.7
機械	「機械の包括的な安全基準に関する指針」の解説等について	解説	厚生労働省	H19.7
機械	「機械の包括的な安全基準に関する指針」の改正に係るパンフレット	パンフレット	厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署	H19.11
機械	機械設備の安全化に係るリスクアセスメントデータ集Ⅲ - メーカー・ユーザーの取り組み -	事例集	中央労働災害防止協会	H19.3
機械	機械設備の安全化に係るリスクアセスメントデータ集Ⅱ - メーカー・ユーザーの取り組み -	事例集	中央労働災害防止協会	H18.3
機械	機械設備の安全化に係るリスクアセスメントデータ集 - 機械使用事業場の取り組み -	事例集	中央労働災害防止協会	H17.3
機械	プレス事業場におけるリスクアセスメント入門マニュアル	テキスト	中央労働災害防止協会	H18.3
機械	プレス事業場におけるリスクアセスメントのすすめ方 中小規模事業場への導入を目指して	リーフレット	中央労働災害防止協会	H19.3
業種別	鋳物製造事業場におけるリスクアセスメントマニュアル - 中小規模事業場への導入をめざして -	テキスト	中央労働災害防止協会	H19.3
業種別	鋳物製造事業場におけるリスクアセスメントマニュアル(ダイジェスト版)	リーフレット	中央労働災害防止協会	H19.3
業種別	危険性をよみ、災害の芽をつむリスクアセスメントを始めましょう (伐木造材作業の例)	リーフレット	林業・木材製造業 労働災害防止協会	H19.8
業種別	リスクアセスメントを進めよう(木材製造業編)	リーフレット	林業・木材製造業 労働災害防止協会	H18.3
業種別	リスクアセスメントを進めよう(林業編)	リーフレット	林業・木材製造業 労働災害防止協会	H18.3
業種別	型枠大工工事業のための危険有害要因の特定標準モデル	リーフレット	建設業労働災害防止協会	H16.3
業種別	鉄筋工事業のための危険有害要因の特定標準モデル	リーフレット	建設業労働災害防止協会	H16.3
業種別	電気工事業のための危険有害要因の特定標準モデル	リーフレット	建設業労働災害防止協会	H16.3
業種別	管工事業のための危険有害要因の特定標準モデル	リーフレット	建設業労働災害防止協会	H16.3
業種別	運輸業等における荷役災害のリスクアセスメントのすすめ方	リーフレット	(社)日本労働安全衛生 コンサルタント会	H19.3
業種別	流通・小売業における行動災害のリスクアセスメントのすすめ方 店舗におけるリスクアセスメントの実施のために	リーフレット	(社)日本労働安全衛生 コンサルタント会	H19.3
OSHMS	計画届の免除認定制度について	リーフレット	厚生労働省	H18.3
OSHMS	労働安全衛生マネジメントシステム～効果的なシステムの実施に向けて	リーフレット	中央労働災害防止協会	H18.3
OSHMS	労働安全衛生マネジメントシステム OSHMS導入の効果	リーフレット	中央労働災害防止協会	H16.3
OSHMS	平成18年度労働安全衛生マネジメントシステム構築事例集	事例集	中央労働災害防止協会	H19.3
OSHMS	平成17年度労働安全衛生マネジメントシステム構築事例集	事例集	中央労働災害防止協会	H18.3
OSHMS	平成16年度労働安全衛生マネジメントシステム構築事例集	事例集	中央労働災害防止協会	H17.3
OSHMS	平成15年度労働安全衛生マネジメントシステム構築事例集	事例集	中央労働災害防止協会	H16.3
OSHMS	平成14年度労働安全衛生マネジメントシステム構築事例集	事例集	中央労働災害防止協会	H15.3

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/index.html>

また、このリーフレットについては、兵庫労働局のホームページに掲載の予定です。

お問合せは、兵庫労働局、又は各労働基準監督署まで

兵庫労働局 安全課

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1の1の3

神戸クリスタルタワー16階